

7文庁第6271号
令和8年3月19日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各関係団体の長

文化庁次長
日向信和

「著作権法の一部を改正する法律」等の施行（令和8年4月1日施行関係）について（通知）

「著作権法の一部を改正する法律」（令和5年法律第33号）に関して、この度、「著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度の創設」等に係る改正事項が令和8年4月1日から施行されることとなりました。

これに関連して、以下のとおり、著作権法施行令及び著作権法施行規則の一部を改正するとともに、文化庁告示を制定しました。

公布日	施行日	法令
令和7年4月8日	令和8年4月1日	著作権法第67条の3第1項第1号及び同条第2項第2号の規定に基づき、未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置等を定める件（令和7年文化庁告示第6号）
令和7年7月2日	令和8年4月1日	著作権法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第241号）
令和7年9月18日	令和7年9月18日	著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和7年文部科学省令第23号）
令和7年12月24日	令和8年4月1日	著作権法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第436号）

令和8年2月20日	令和8年4月1日 (裁定制度にかかわらない一部の規定を除く)	著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第4号）
令和8年2月20日	令和8年4月1日	著作権法第67条第1項第1号の規定に基づき、権利者情報を取得するための措置を定める件（令和8年文化庁告示第2号）

これらの規定の趣旨及び概要は下記のとおりですので、御了知いただくようお願いいたします。

また、このことについて、都道府県知事におかれては域内の市町村（指定都市を除く。以下同じ。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対してこの旨を周知くださるようお願いいたします。

なお、著作権者不明等の場合の裁定制度及び未管理著作物裁定制度を利用する際の手続や要件等については、以下の文化庁ウェブサイトに関係資料を掲載しておりますので、ご覧ください。特に、裁定制度への申請を検討している場合は、「裁定の手引き」（第12版）を参照しつつ、申請手続を進めてください。

- ・ 著作権者不明等の場合の裁定制度

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/1414110.html



- ・ 未管理著作物裁定制度

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/tyosakubutsu/index.html



記

著作権法の一部を改正する法律により、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送（以下「著作物等」という。）の利用の可否に係る著作権者及び著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度（未管理著作物裁定制度）が創設された。

また、これまでも運用されてきた著作権者不明等の場合の裁定制度に係る所要の規定の整備を行った。

さらに、迅速な著作物等利用を可能とするため、著作権者不明等の場合の裁定制度及び未管理著作物裁定制度に係る事務の一部について、文化庁長官の指定又は登録を受けた民間機関が行うことができることとされた。

制度の詳細は次のとおりである。

（１）未管理著作物裁定制度の創設について（新法第67条の3、第71条～第74条、新令第7条の5、第8条第2項、新規則第4条の9～第4条の13、告示①関係）

① 裁定制度の対象及び要件

著作権法の一部を改正する法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）により、未管理公表著作物等を利用しようとする者（利用者）は、

- ・当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思を確認するための措置をとったにもかかわらず意思を確認できず、かつ
- ・著作者が当該著作物の利用を廃絶していることが明らかでない場合（実演、レコード、放送及び有線放送の利用に係る申請の場合はこの要件は適用されない）において、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を支払うことで、当該未管理公表著作物等を利用することができる。

制度の対象となる未管理公表著作物等とは、公表著作物等（公表された著作物等又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物等をいう。）のうち、以下のいずれにも該当しないものをいう。

- i) 当該公表著作物等に関する著作権又は著作隣接権について、著作権等管理事業者による管理が行われているもの
- ii) 文化庁長官が定める方法により、当該公表著作物等の利用の可否に係る著作

権者等の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものの公表がされているもの

ii) のうち、当該公表著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものとは、以下のいずれかのものをいう。

- ・ 著作物等の利用の許諾に係る利用方法及び条件その他の著作物等の利用の可否に関する情報
- ・ 著作物等の利用に関する協議の求めを受け付ける意思及びその協議の求めを受け付けるための連絡先その他の利用の可否に係る著作権者等の意思を確認できる連絡手段に係る情報

利用者は、未管理公表著作物等に該当する著作物等について、利用の可否に係る著作権者等の意思を確認するための措置（意思確認措置）をとる必要がある。具体的には、権利者情報を取得するために次に掲げる全ての措置をとり、かつ、取得した権利者情報も含め保有する権利者情報に基づき著作権者等の連絡先又は連絡場所（連絡先等）を保有するに至ったときには、2以上の連絡先等（保有する連絡先等が1つのみである場合には、当該連絡先等）に連絡を行い、その到達日から14日を経過するまでの間、著作権者等からの応答を確認することが必要となる。

- ・ 著作物等の周辺（書籍の奥付その他の紙面、CDのパッケージ等）の確認
- ・ インターネット上の検索サービスで検索し、著作権者のものと想定されるウェブサイト及び著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること
- ・ 文化庁の分野横断権利情報検索システム（※）で検索し、確認すべきウェブサイトとして表示された団体等のウェブサイト等を閲覧すること

※分野横断権利情報検索システム：権利者情報探索のための作業を効率化するため、システムの利用者に対し、利用者が選択した「分野」「種類」「利用方法」といった条件に応じて、当該条件に係る著作権等管理事業者や、著作権者等の情報を持つ団体のウェブサイト等へのリンクを表示するシステム。

<https://www.copyright-info-hub.bunka.go.jp>

② 裁定の申請手続等

裁定申請に当たって、申請者は、以下の事項を記載した申請書を文化庁長官に提出する必要がある。

- ・申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の役職名及び氏名
- ・申請者の連絡先
- ・裁定に係る著作物等の題号、著作者名その他の当該著作物等を特定するために必要な情報
- ・当該著作物等の利用方法及び利用期間
- ・補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- ・申請者が新法第67条の3第11項に規定する国等に該当するときは、その旨

また、申請者は、以下の各事項を疎明する資料を提出するとともに、申請に係る著作物等の図面、写真その他当該著作物等の体様を明らかにする資料（当該著作物等の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）を提出する必要がある。

- ・当該著作物等が未管理公表著作物等であること
- ・意思確認措置をとったにもかかわらず意思の確認ができなかったこと
- ・著作者が当該著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと（著作物の利用に係る申請の場合に限る。）

申請者（国を含む。）は申請に当たり、（3）②で述べる登録確認機関に1件当たり13,800円の手数料を納付する必要がある。

③ 裁定の効果等

未管理著作物裁定制度の裁定による利用期間は、最長3年である。利用者は、裁定を受けた利用期間及び利用方法の範囲で、当該未管理公表著作物等を適法に利用することが可能になる。

裁定が行われた場合、当該裁定が行われた年月日、著作物等の題号など当該著作物等を特定するために必要な情報、著作物等の利用方法及び利用期間、補償金額等の情報が文化庁の裁定実績オンライン検索データベース（※）で公表される。

※裁定実績オンライン検索データベース：著作権者不明等の場合の裁定制度で行われた裁定に係る情報を検索可能な形でまとめたデータベース。令和8年4月1日以降は、未管理著作物裁定制度で行われた裁定に係る情報も掲載予定。

<https://saiteiseido.bunka.go.jp/>

④ 裁定の取消し

裁定により利用が可能となった著作物等の著作権者等が自らの著作物等が利用されていることを認識し、当該著作物等の利用に関して裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合、著作権者等の請求に応じて、文化庁長官は当該裁定を取り消すことができる。この取消の効力は将来に向けて生じる。裁定の取消により、著作権者等は、取消までの利用期間に対応する額の補償金の弁済を受けることができ、裁定を受けた者は、支払った補償金のうち、当該弁済を受けることができる額を超える部分の額について、取り戻すことができる。裁定を受けた者が取消後も当該著作物等の利用を希望する場合には、著作権者等から許諾を得ることが必要である。

(2) 著作権者不明等の場合の裁定制度に係る規定の整備について（新法第67条、新令第7条の5、第8条第1項、新規則第4条の6～第4条の8、第4条の13、第23条、新告示②関係）

これまでも運用されてきた新法第67条の規定に基づく著作権者不明等の場合の裁定制度については、著作権法の一部を改正する法律において、裁定の要件について政令で規定していた内容の一部を法律に規定するなどの改正を行った。令和8年4月1日以降の主な変更点（後述の（3）関係を除く。）は以下のとおりである。

① 裁定の要件

裁定の要件として、従前から定められていた以下の i) 、 ii) に加え、 iii) が追加された。

- i) 公表著作物等であること
- ii) 権利者情報を取得するための措置として文化庁長官が定めるものを取り、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情報に基づき著作権者等と連絡するための措置をとったにもかかわらず、著作権者等と連絡することができなかったこと
- iii) 著作者が当該著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと（著作物の利用に係る申請の場合に限る。）

② ① ii) の「権利者情報を取得するための措置」

当該措置の一つである「著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者への照会」について、過去に行われた裁定に係る著作物等

について裁定を受けようとする場合には、これまでは以下のア～ウのいずれかに照会することとなっていたところ、ア及びイ、又はウに照会することが必要となる。

- ア 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、裁定の申請に係る著作物等と同じ種類の著作物等（イにおいて「同種著作物等」という。）を取り扱うもの
- イ 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体
- ウ 文化庁長官

③ 裁定の結果の公表

裁定が行われた場合、これまではその旨を官報で告示していたところ、当該裁定が行われた年月日、著作物等の題号など当該著作物等を特定するために必要な情報、著作物等の利用方法、補償金額等の情報が文化庁の裁定実績オンライン検索データベースで公表されることとなる。

(3) 裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関について（新法第104条の18～第104条の47、新令第70条の2、新規則第22条の9～第22条の33関係）

① 指定補償金管理機関（新法第104条の18～第104条の32、新令第70条の2、新規則第22条の9～第22条の18関係）

文化庁長官は、全国を通じて一個に限り、著作権者不明等の場合の裁定制度に係る補償金及び担保金並びに未管理著作物裁定制度に係る補償金の受領、管理及び支払並びに法第104条の22に定める著作物等保護利用円滑化事業に関する業務（補償金管理業務）を行う者を指定することができ、令和7年10月21日付けで、公益社団法人著作権情報センターを指定補償金管理機関として指定した。

指定補償金管理機関が補償金管理業務を行う場合には、供託に代えて、同機関が裁定を受けた者等から補償金等の支払を受け、著作権者等への支払を行う。すなわち、利用者は、著作権者不明等の場合の裁定制度の補償金及び担保金並びに未管理著作物裁定制度に係る補償金を指定補償金管理機関に支払うこととなり、供託手続は不要となる。なお、改正前の法第67条第2項に規定する国等（国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして現行の施行令第7条の6に定める法人をいう。）は補償金等の供託が免除されていたが、新法施行後は、国等も著作権者不明等の場合の裁定制度及び未管理著作物裁定制度に係る補償金を同機関に

支払う必要がある（著作権者不明等の場合の裁定制度に係る担保金の支払は不要である。）。

指定補償金管理機関は、收受した補償金及び担保金の額から著作権者等に支払った額を控除した額のうち、政令及び省令の規定に基づき算出した額を、著作権者等及び利用者双方の全体的な利益に資する事業（著作物等保護利用円滑化事業）に支出する。

② 登録確認機関（新法第104条の33～第104条の47、新規則第22条の19～第22条の33関係）

未管理著作物裁定制度について、文化庁長官の登録を受けた登録確認機関が裁定に係る事務の一部を行うことができるとされており、令和8年3月時点で、公益社団法人著作権情報センターを同機関として登録している（登録日：令和7年10月21日）。登録確認機関においては、未管理著作物裁定制度に係る申請の受付や要件確認、通常の使用料の額に相当する額の算出（使用料相当額算出）に関する事務（以下総称して「確認等事務」という。）を行い、文化庁長官は確認等事務を行わない。なお、著作権者不明等の場合の裁定制度に係る事務については、従来どおり文化庁長官が行う。

登録確認機関が申請を受け付けたときは、要件確認及び使用料相当額算出を行い、それらの結果を記載した書面を添付して、文化庁長官に送付する。この事務は、やむを得ない事情がある場合を除き、申請を受け付けた日から7営業日以内に行う。

使用料相当額の算出方法について、登録確認機関はあらかじめ算出方法規程を含む確認等事務規程を定め、文化庁長官に認可申請を行い、文化庁長官は文化審議会に諮問した上で認可する。登録確認機関は認可を受けた算出方法規程に基づき使用料相当額を算出し、文化庁長官にその結果を送付する。文化庁長官は登録確認機関から送付を受けた算出結果を考慮して補償金の額を決定する。なお、公益社団法人著作権情報センターの定めた確認等事務規程は、令和8年2月20日付けで認可している。

未管理著作物裁定制度の手数料については、国に納付するのではなく、登録確認機関に納付することとなる。

(4) その他の規定の整備

今般の改正に伴う所要の規定の整備を行った。

【添付資料】

- 別添1 著作権法の一部を改正する法律（概要）
- 別添2 著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）条文
- 別添3 著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）新旧対照表
- 別添4 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第241号）条文
- 別添5 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第241号）新旧対照表
- 別添6 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第436号）条文
- 別添7 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第436号）新旧対照表
- 別添8 著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和7年文部科学省令第23号）条文
- 別添9 著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第4号）条文
- 別添10 著作権法第67条の3第1項第1号及び同条第2項第2号の規定に基づき、未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置等を定める件（令和7年文化庁告示第6号）
- 別添11 著作権法第67条第1項第1号の規定に基づき、権利者情報を取得するための措置を定める件（令和8年文化庁告示第2号）

【参考ウェブサイト】

- 文化庁ウェブサイト（改正法関連資料、解説等）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/



- 著作権者不明等の場合の裁定制度

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/1414110.html



- 未管理著作物裁定制度

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/tyosakubutsu/index.html



担当 文化庁著作権課著作物流通推進室 電話 03-5253-4111（内線2983）
